

2020年12月3日

長崎県知事 中村法道様

長崎県保険医協会
会長 本田 孝也
(医師・歯科医師1,910人)

新型コロナ関連補助金及び慰労金の医療機関への完全支給に向けた取り組みと発熱外来体制確保に対する改善要望

前略 貴職の日頃の保健医療行政への尽力に敬意を表します。当協会は、県内1,910人の医師・歯科医師が加入する団体です。

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下、補助金）、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」（以下、慰労金）、インフルエンザ流行期における発熱患者等に対応できる体制を担う発熱外来診療体制確保支援補助金（以下、発熱外来）は、医療機関を支援する趣旨で創設されており、医療従事者からの期待も非常に大きいものです。

一方、コロナ禍によって、医療現場は混乱し、その結果、各種事務量は増大し、診療報酬改定への対応も相俟って、大混乱に陥っています。さらに、国内の新型コロナウイルス新規感染者数が連日1,000人規模となり、「今まさに『第3波』に入っている」と言っても過言ではありません。医療機関においてもインフルエンザの同時流行への危機感が日々強まっています。

コロナ禍によって、多くの医療機関が経営難に直面しています。どの業界も、同じような状況ですが、医療機関は国民皆保険制度という公的な仕組みの中で保険診療を実施し、非営利で公共的、公益的な役割を担っています。そこに、今回のコロナ危機が直撃しました。地域の医療機関が経営破綻すれば、その地域の患者や住民への医療提供、健康の確保に大きな影響を及ぼします。まさに医療機関は地域インフラです。

つきましては、各種給付金等の趣旨をふまえた確実な給付が実施されるよう、下記事項の改善を求め、医療機関に対する積極的な支援策を講じていただくようお願い申し上げます。

記

（補助金）

- 一、対象が明らかにされていない上、都道府県ごとに判断が異なるなど不公平が生じている。対象備品は幅広く認め、柔軟に対応すること。
- 一、対象となる備品は「2021年3月31日までに納品されたもの」とされている。しかし、一部の備品は業者への注文が殺到し、納品が3月31日以降になるものもある。精算の際には、領収書ではなく、発注書や見積書でも承認すること。
- 一、「概算交付申請」の場合、精算の際は、領収書（コピー）に限らず、発注書等でも可能とすること。
- 一、新規開業者については、保険医療機関の資格を得た日以降でなく、届出をした時点以

降（開院準備期間）に購入したのも対象とすること。

（補助金・慰労金共通）

一、院内感染対策を講じていない医療機関はない。医療スタッフを雇用していない医療機関も皆無である。申請漏れが生じないように現時点で補助金や慰労金の申請がない医療機関には個別通知により、申請を促すなどの措置を講じること。

（発熱外来）

一、医療機関等への誹謗中傷・風評被害が根絶されておらず、手上げに躊躇する医療機関が少なくない。医学的根拠に基づいた広報や教育の実施等、これまで以上に対策を講じること。またインターネット等を通じた医療機関名の公開は、希望する医療機関に限ること。

一、発熱外来は、発熱患者等を受け入れれば保険収入があるとして補助金が減額され、受け入れ患者が多ければ減収になる矛盾した制度である。長崎県から改善を求め、国に働きかけること。

① 1日20人（かかりつけ患者等のみを受け入れる場合、1日5人）以上診察をした場合は補助額がゼロになるのでは、現場で大変な思いをして対応した医療機関が報われない。最低給付額を設け、受診者が基準患者数を上回っても補助金がゼロとならないようにすること。

② 職員への危険手当の制度化や、感染した場合の休業補償、損失補填を行うこと。

③ 発熱外来補助金の支給対象である「診療・検査医療機関」の指定要件の説明が全く不足しているため、現場では混乱が生じている。また、コールセンターの電話も非常につながりにくい。混乱が生じないように必要な対策、体制の整備を早急にとること。

④ 感染防護具等の供給だけでなく、検査機器の供給力の強化を図り、医療機関での検査キット等の購入に対する補助金を創設すること。

⑤ 「HER-SYS」（ハーシス）は、医療機関若しくは自治体でも利活用が進んでいない。医療現場ではカルテ記載や診療明細書、診療上提供書、診断書等、事務量が限りなく多い。ハーシスは感染症対策の柱である情報共有のためのツールであることは理解するが、感染症の診療を担う医療機関の過度な負担とならないよう配慮すること。